

一般社団法人

日本管路更生工法品質確保協会

定 款

一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会

【 定 款 】

平成20年12月1日
令和4年6月1日改訂

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人（以下「本協会」という。）は、「一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会」と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、社員総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、下水道をはじめ上水道、工業用水道、農業用水等管路の失われた機能を再生あるいは補完向上するための更生工法及び工事に関する調査・研究を行ない、その技術の向上と普及を図るとともに、適正かつ安全な施工に努め、もって下水道事業等の円滑、適正な推進に貢献することにより、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、法令遵守はもとより「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念にのっとり、本協会会員は、管路更生工事の適正な実施と必要な技術能力向上のため、高い技術水準及び管理システムの構築と統一化を行い、国や地方公共団体等発注者の信頼を確保し、補助金の制度化や業種認定等を目指すことを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の公益目的を達成するため、全国都道府県内及び諸外国において、次の事業を行なう。

- (1) 管路更生工法全般にわたる技術の改善、向上に関する調査・研究
- (2) 管路更生工事に付随する機器、材料の需要動向、ならびに設計積算に関する調査・研究
- (3) 管路更生工事の適正かつ安全確実な施工に関する調査・研究
- (4) 管路更生工法に関する資料の収集及び広報、機関誌、技術図書の刊行
- (5) 管路更生工法に関する国際団体との交流及び関連団体との情報交換
- (6) 研修会、講習会の開催
- (7) 管路更生工事の品質確保ならびに施工技術水準の維持向上のための資格試験、技術認定（法人、個人）の実施
- (8) 関係官公庁の施策に対する協力、要望、意見具申
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本協会の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 本協会は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員 及 び 社 員

(種 別)

第7条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した管路の更生業務に直接携わる企業
- (2) 特別会員 本協会の目的に賛同して入会した管路更生業務に有用な工法を有する団体
- (3) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した企業及び団体

(入 会)

第8条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込み、受付審査を経て、理事会にて承認を受けなければならない。

2. 会長は、第1項の審査の結果を当該申込みしたものに通知するものとする。
3. 法人格のない団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

(入会金及び年会費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める規定に従い、入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2. 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、正会員及び特別会員の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 社 員 総 会

(種 別)

第14条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第15条 社員総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員及び特別会員それぞれ1名につき1個とする。

(権 能)

第16条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めるものを議決する。

(開 催)

第17条 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員及び特別会員の議決権の10分の1以上議決権を有する者から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招 集)

第18条 社員総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに正会員及び特別会員に通知しなければならない。

(議 長)

第19条 社員総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第20条 社員総会は、正会員及び特別会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第21条 社員総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び特別会員の現在員数、出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第24条 本協会の役員及び員数は次の通りとする。

代表理事・会長（以下「会長」という。）	1名
副会長	2名以内
専務理事	1名
常務理事	2名以内
理事	15名以上20名以内（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。）
監事	3名以内

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会において正会員及び特別会員の代表者（団体にあたっては指定代表者）としてその権利を行使する者の中から選任する。ただし、理事及び監事のそれぞれのうち3分の1以内を正会員及び特別会員の代表者以外の者から選任することができる。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。
3. 監事は本協会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務)

第26条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を統括する。
4. 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を分担処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
6. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
7. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行を監査すること。
 - (2) 本協会の業務並びに財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された理事の任期は前任者又は在任者の残任期間とする。
3. 補欠により選任された監事の任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、いつでも社員総会の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、監事の解任については、正会員及び特別会員の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(競業及び利益相反)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本協会と
その理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員報酬等)

第30条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第31条 本協会に顧問を3名以内を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問には、第25条第1項及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(責任の免除)

第32条 本協会は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
- (6) 一般社団・財団法人法第111条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3項第3号又は第4号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、会長が務める。

(定足数等)

第38条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第39条 理事会の議事は、この定款に別段の定めのあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、

議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第26条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、署名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

- 第43条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。
2. 委員会の委員長及び委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
 3. 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第44条 本協会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立時当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産
 - (3) 入会金及び会費
 - (4) 寄附金品
 - (5) 財産から生ずる収入
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他の収入

(財産の管理、処分及び運用)

- 第45条 本協会の財産の管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(特定財産の維持及び処分)

- 第46条 第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産については、

その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
3. 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める財産運用管理規定によるものとする。

(経費の支弁)

第47条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(剰余金又は残余財産の分配)

第48条 社員に対し剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与えない。

(事業計画及び予算)

第49条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度開始前に、会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会において議決を得なければならない。

(暫定予算)

- 第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
2. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第51条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、社員総会において議決を得なければならない。
2. 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 3. 本協会の貸借対照表は、社員総会終了後遅滞なく電子的開示により公告する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第52条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、正会員及び特別会員の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
2. 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(特別会計)

第53条 本協会は、社員総会において、正会員及び特別会員の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計原則)

第54条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第55条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会において、正会員及び特別会員の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の4分の3以上の議決を得て変更することができる。但し第59条の規定はこれを変更することができない。

2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第57条 本協会は、社員総会において、正会員及び特別会員の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2. 前項の行為を行う場合には、あらかじめ行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第58条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、正会員及び特別会員の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第59条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の議決により、本協会と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第60条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により、前項に規定する公益法人等に寄附する。

第9章 事務局

(事務局)

第61条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類
 - (5) 事業報告及び決算に関する書類
 - (6) 財産目録（資産、負債）及び正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事及び監事の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び証拠書類
2. 前各号の帳簿及び書類の保管機関および閲覧については法令の定めによる。

第10章 運 営 細 則

(運営細則)

第63条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項についての運営細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 附 則

(設立時社員の名称及び住所)

第64条 本協会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、別紙会員名簿の正会員及び特別会員欄記載の通りである。

(設立時役員の氏名)

第65条 本協会の設立時役員の氏名は、別紙役員名簿記載の通りである。

(最初の事業年度)

第66条 本協会の最初の事業年度は、本協会の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。